

聖籠町職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町規則第十二号

聖籠町職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の育児休業等に関する規則（平成四年聖籠町規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条」を「第二条、第二条の二、第三条」に、「第二十一条第二項」を「第二十条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（育児休業条例第二条第四号ア（ウ）で定める非常勤職員）

第一条の二 育児休業条例第二条第四号ア（ウ）で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で、一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員とする。

（育児休業条例第二条の二第三号イで定める場合に該当する場合）

第一条の三 育児休業条例第二条の二第三号イで定める場合は、次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があつた時点において判断している事情に基づき行うものとする。

- 一 育児休業条例第二条の二第三号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行つてゐるが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- 二 常態として、育児休業条例第二条の二第三号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配

偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であつて、当該子の一歳到達日後の期間について、常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になつた場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が、当該子と同居しないこととなつた場合

エ 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

第二条第一項中「（別紙第一）により」を「により行い、育児休業条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」に改め、「一月」の次に「（育児休業条例第二条の二第三号に掲げる場合にあつては、二週間）」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員が育児休業条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りではない。

第四条中「第二条」を「第二条第一項及び第二項本文」に改める。

第五条第二項中「（別紙第二）」を削り、同条第三項中「第二条第二項」を「第二条第二項本文」に改める。

第九条の見出し中「条例」を「育児休業条例」に改める。

第十条第一項中「育児短時間」の次に「勤務」を加え、同条第二項中「第二条第二項」を「第二条第二項本文」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（育児休業条例第二十条第二号イで定める非常勤職員）  
第十二条の二 育児休業条例第二十条第二号イで定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で、一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものとする。

第十三条第二項中「第二条第二項」を「第二条第二項本文」に改める。

第十五条中「長が定める」を「町長が別に定める」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。